



令和6年3月13日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和6年3月8日（金）に閣議決定され、本日（3月13日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL：03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

※「◎」は指定済みの災害

激甚災害	対象区域	適用措置				
		3条 4条	5条	6条	12条	24条
平成27年5月29日から令和5年3月9日までの間の口永良部島噴火	鹿児島県熊毛郡屋久島町	○				○
平成29年10月21日から令和5年5月8日までの間の地滑り	大阪府泉南郡岬町	○				○
令和2年7月4日から令和5年3月28日までの間の地滑り	熊本県球磨郡球磨村	○				○
令和3年6月21日から令和5年1月5日までの間の地滑り	兵庫県美方郡新温泉町	○				○
令和5年10月5日の豪雨	北海道様似郡様似町	○				○
令和5年5月5日の地震	石川県珠洲市	◎	○	○	◎	◎
令和2年6月10日から令和5年1月10日までの間の地滑り	奈良県吉野郡十津川村		○			○
令和5年5月7日及び同月8日の豪雨	長野県木曾郡木曾町		○			○
	兵庫県宍粟市		○			○
	和歌山県伊都郡高野町		○			○
令和5年9月14日から同月18日までの間の豪雨	長崎県平戸市		○			○
令和5年10月1日及び同月2日の豪雨	新潟県糸魚川市		○			○
令和5年10月7日及び同月8日の豪雨	宮崎県児湯郡西米良村		○			○
令和5年8月1日から同月11日までの間の暴風雨	宮崎県西諸県郡高原町	○				○
	鹿児島県鹿児島郡十島村	○				○
	沖縄県国頭郡東村	○				○
	鹿児島県肝属郡南大隅町	○	○			○
	高知県高岡郡梶原町		○			○
	宮崎県東臼杵郡諸塚村		○			○
	宮崎県東臼杵郡椎葉村		○			○
	宮崎県東臼杵郡美郷町		○			○
	宮崎県西臼杵郡日之影町		○			○
	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町		○			○
	沖縄県うるま市		○			○
	沖縄県国頭郡本部町		○			○
	沖縄県中頭郡西原町		○			○
令和5年9月4日から同月9日までの間の豪雨及び暴風雨	千葉県夷隅郡大多喜町	◎	◎			◎
	茨城県日立市		◎			◎
	千葉県勝浦市		◎			◎
	千葉県鴨川市		◎			◎
	千葉県長生郡睦沢町		○			○
千葉県長生郡長南町		◎			◎	

2. 適用措置の概要

○ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は 70%→83%に嵩上げ)

○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は 85%→96%に嵩上げ)

○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常 20%→最高 90%)

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚法第 12 条)

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。

○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第 24 条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

3月8日(金) 閣議決定

3月13日(水) 公布・施行

政令第四十九号

令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十七年五月二十九日から令和五年三月九日までの間の口永良部島噴火による災害で、鹿児島県熊毛郡屋久島町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

<p>平成二十九年十月二十一日から令和五年五月八日までの間の地滑りによる災害で、大阪府泉南郡岬町の区域に係るもの</p>	<p>令和二年七月四日から令和五年三月二十八日までの間の地滑りによる災害で、熊本県球磨郡球磨村の区域に係るもの</p>	<p>令和三年六月二十一日から令和五年一月五日までの間の地滑りによる災害で、兵庫県美方郡新温泉町の区域に係るもの</p>	<p>令和五年十月五日の豪雨による災害で、北海道様似郡様似町の区域に係るもの</p>	<p>令和五年五月五日の地震による災害で、石川県珠洲市の区域に係るもの</p>
				<p>法第三条から第六条まで、第十二条及び第二十四条に規定する措置</p>

<p>令和二年六月十日から令和五年一月十日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡十津川村の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>令和五年五月七日及び同月八日の豪雨による災害で、長野県木曾郡木曾町、兵庫県宍粟市及び和歌山県伊都郡高野町の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年九月十四日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、長崎県平戸市の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年十月一日及び同月二日の豪雨による災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年十月七日及び同月八日の豪雨による災害で、宮崎県児湯郡西米良村の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年八月一日から同月十一日までの間の暴風</p>	

<p>雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 宮崎県西諸県郡高原町、鹿児島県鹿児島郡十島村及び沖縄県国頭郡東村</p> <p>ロ 鹿児島県肝属郡南大隅町</p> <p>ハ 高知県高岡郡梶原町、宮崎県東臼杵郡諸塚村、椎葉村及び美郷町並びに西臼杵郡日之影町及び五ヶ瀬町並びに沖縄県うるま市、国頭郡本部町及び中頭郡西原町</p> <p>令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>

イ 千葉県夷隅郡大多喜町

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

ロ 茨城県日立市並びに千葉県勝浦市、鴨川市並びに長生郡睦沢町及び長南町

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

- 一 令和五年八月一日から同月十一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和五年台風第六号によるものをいう。
- 二 令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和五年台風第十三号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和五年政令第二百六号）

二 令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和五年政令第三百二十五号）

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

- 公共土木施設 (河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 70%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)
(過去5カ年の実績の平均)



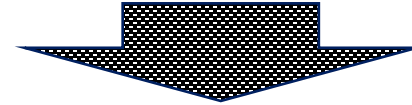
<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ
70% ⇒ 83%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)
(過去5カ年の実績の平均)
- ※ プール計算方式
(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象
- 自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ
- 補助率
農地 85%
(地方負担分への交付税措置を加えると97.8%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
農地 85% ⇒ 96%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)
(過去5カ年の実績の平均)

※ 激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

- <通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)
- 農林水産業共同利用施設(農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等)の災害復旧事業が対象
 - 国庫補助率 2/10 (一施設あたり40万円以上のもの)

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

- <通常の災害時の措置> (中小企業信用保険法)
- 災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用
- 【通常の保証】
 最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)
 { 信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険の
 てん補率(損失に対し保険金を支払う割合):70~80%、保険料率:0.25~1.69% }
 +
 【セーフティネット保証4号】
 最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)
 { てん補率:80%、保険料率:0.41% }



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
 - ・告示地域※ (一施設あたり13万円以上のもの)
9/10(40万円以下の部分は4/10)
 - ・その他地域 (一施設あたり40万円以上のもの)
5/10(40万円以下の部分は3/10)
- ※農地等(第5条)の補助率嵩上げ対象地域等を対象に農林水産大臣が告示



<激甚災害指定時の措置>

- 通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用
- 【災害関係保証】
 最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)
 { てん補率:80%、保険料率:0.41% }

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要③

(令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

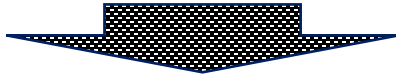
■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

(都道府県・指定都市) 1箇所の工事が費用が80万円以上120万円未満
(市町村) 1箇所の工事が費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)
⇒起債充当率100%、
元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%(財政力補正)

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事が費用が13万円以上40万円未満
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%

(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)

※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。